

7 申請に必要な書類

以下の必要書類を参考に、保育課保育係へ窓口または郵送で提出してください。

電子申請の場合、「保育の必要な事由の証明書」および「その他」に該当する書類をご用意ください。

なお、申請書類につきましては、朝霞市ホームページからダウンロードできます。

◆ 申請にあたっては「9 申請時の注意事項」を必ずご確認ください。

種類	対象者	必要書類
申請書	全員	教育・保育給付認定申請書兼利用調整申請書（希望施設記入用紙含む）
		入所に関する確認票 および 重要事項確認票
		個人番号（マイナンバー）届出書※4 および 同意書（利用調整関係）
保育の必要な事由の証明書	労働（内定）している方	就労証明書
	上記に該当し、自営業の方	就労証明書 および 自営であることが分かる書類 (直近年度の確定申告書等の写し または 開業届の写し および 直近1か月の収入が確認できる書類※2)
	病気や障害がある方	診断書（指定様式） または 障害者手帳等の写し
	介護・看護をしている方	被介護者の診断書※3 または 障害者手帳、介護認定証等の写し および 介護・看護状況申告書
	求職中（起業準備を含む）の方	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書
	出産予定の方	母子健康手帳の写し等 (出産予定日と母の氏名が確認できる書類)
	就学（内定）している方	在学証明書（合格通知）の写し および 時間割等の写し
その他	申請時点で朝霞市外に住民登録がある方	市外からの申請に関する確認票 および 令和7年度住民税（非）課税証明書※5
	朝霞市に転入予定の方	転入誓約書 および 建物売買（賃貸借）契約書等の写し※6
	朝霞市外の保育園等の入所を希望する方	市外施設を申請する際の確認票
	生活保護を受給している方	生活保護受給証の写し
	離婚を前提に別居中の方	離婚調停（裁判）を証明する書類
	両親ともに外国籍の方	外国籍の児童に関する確認票※7
	お子さんを認可外保育施設や有償で別世帯の親族・知人等に預けている方	保育室等在園証明書 (朝霞市指定家庭保育室月極利用者を除く)
	非自発的退職により求職中の方	雇用保険受給資格者証の写し
	保育士資格を持ち、朝霞市内の保育園等で保育従事者として労働（内定）している方	保育士証の写し または 保育士資格合格通知書の写し
	上記に該当し、入所日から1年の間、継続して勤務することを誓約できる場合	保育士継続勤務誓約書
	幼稚園教諭免許を持ち、朝霞市内の幼稚園および認定こども園（幼稚園部分）で幼稚園教諭として労働（内定）している方	幼稚園教諭免許状の写し または 幼稚園教員資格試験合格通知書等の写し
	放課後児童支援員資格を持ち、朝霞市内の放課後児童クラブで放課後児童支援員として労働（内定）している方	放課後児童支援員認定資格証の写し または 放課後児童支援員研修終了証の写し
	保護者または同一世帯の親族が入院している方（出産・検査・短期除く）	現在、入院中であることを確認できる書類
	申請児童・保護者または同一世帯の親族が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
	D V等で住民票記載住所と異なる住所地を居所としている方	居所登録情報届出書

【注意事項】

- ・教育・保育給付認定申請および利用調整申請書類は児童1人につき、1部ずつ提出してください。
 - ・保育の必要な事由の証明書については、父母および同一世帯の祖父母（入所希望年度の4月1日時点ですで70歳未満の方）が対象です。
 - ・個人番号・課税資料については、申請児童本人、父母および同一世帯・生計の祖父母が対象です。
 - ・その他必要に応じて書類を求める場合があります。
- ※1 保育の必要な事由の証明書の有効期限は、証明日からおおむね3か月間とします。
- ※2 原則確定申告書の写しを提出してください。過去に確定申告をしたことがない場合のみ、開業届の写しと直近1か月の事業収入が確認できる書類（通帳の写しや領収書の写し）を提出してください。
- ※3 被介護者の診断書の様式は問いません。
- ※4 個人番号を用いて、利用調整に必要な税情報を取得しますが、令和7年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で令和7年度の課税がされていない場合は、併せて令和6年中の収入が確認できる書類（給与明細等）を提出していただく必要があります。（※5参照）
- ※5 令和6年1月1日から12月31日までの収入に対し翌年の令和7年度に課税された内容をいい、原則として令和7年1月1日時点の住民登録地で発行されます。なお、令和7年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で課税がされていない場合は、令和6年中の収入が確認できる書類（給与明細等）で代替できます。収入がなかった場合には、その旨を記載した申立書（様式不定）を提出してください。
- ※6 契約者、転入先の住所および物件の引渡日が記載されている書類の写しが必要となります。また、保護者のいざれかの親族等が居住している物件に転入する場合、居住者がその旨を記載した申立書を提出してください。
- ※7 住民登録上、両親ともに外国籍として登録されている方は提出が必要です。両親のうちいざれかが日本国籍の場合は提出不要です。

個人番号（マイナンバー）の記載および資料の提示・提出について

マイナンバー制度（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）の実施により、下記の保育園等の利用申請関係書類に、申請児童本人、父母および同一世帯・生計の祖父母の個人番号を記載していただく必要があります。

- ①「教育・保育給付認定 申請書（様式第1号）」
 - ②「教育・保育給付認定 変更申請書（様式第8号）」
 - ③「個人番号（マイナンバー）届出書」（教育・保育給付認定申請書兼利用調整申請書に添付）
- また、法令の規定により、他人のなりすまし等を防止するため、本人確認が必要となります。窓口で申請される方は、本人確認書類等の提示をお願いします。また、郵送で申請される方は、本人確認書類等の写しの提出をお願いします。

【提出対象者：申請児童本人、父母および同一世帯・生計の祖父母】

個人番号確認資料	本人確認資料
個人番号カード	なし（両面を添付してください）
個人番号通知カード	・顔写真付き身分証明書（以下のうち1点） 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード 等
個人番号が記載された住民票の写し	・身分証明書（以下のうち2点） 国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

8 地域型保育の連携施設について

0～2歳児を対象とした小規模保育・事業所内保育等の地域型保育については、3歳児以降の受入れ先として、「連携施設」を設定することになっています。朝霞市では、設定されている施設と設定されていない施設があり、3歳児以降の取り扱いが異なります。

＜連携施設設定状況＞

令和7年9月現在

施設名	連携施設名	3歳児以降取り扱い	100点 加点対象
めぐみ保育室	元気キッズ第二朝霞根岸台園	連携施設進級※1	
さくらんぼ保育室	なし	新規申請	○
しらとり保育室	元気キッズ第二朝霞根岸台園	連携施設進級※1	
さつき保育園	けやき保育園	連携施設進級※1	
エルアンジュ	あさかだいアンジュ保育園	連携施設進級※1	
フェリーチェ朝霞園	朝霞なかよし幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
ちゅうりっぷ園仲町	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
メリーポピンズ朝霞南口ルーム	仲町どろんこ保育園	連携施設進級※1	
朝霞本町エンゼル保育室	けやき保育園	連携施設進級※1	
プチアンジュ	あさしがおかアンジュこども園	連携施設進級※1	
幸町しらとり保育室	朝霞花の木幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
朝霞台エンゼル保育室	つくし保育園	連携施設進級※1	
元気キッズ朝霞岡園	元気キッズ第二朝霞岡園	連携施設進級※1	
さつき第二保育園	朝霞なかよし幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
愛育園※2	白百合園【3名】	連携施設進級※1	
	根岸幼稚園【3名】	連携施設進級または新規申請	○
どれみキッズハウス※2	滝の根保育園【6名】 ※入所：0歳児～	連携施設進級※1	
	ゆりの木保育園【2名】 ※入所：1歳児～	連携施設進級※1	
三原エンゼル保育室	みはら保育園	連携施設進級※1	
元気キッズ朝霞根岸台園	元気キッズ第二朝霞根岸台園	連携施設進級※1	
朝霞たちばな保育室朝霞台	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
西弁財エンゼル保育室	かえで保育園	連携施設進級※1	
元気キッズあさかリードタウン園	元気キッズ第二あさかリードタウン園	連携施設進級※1	
たちばな保育室朝霞本町	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
たちばな保育室北朝霞	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
ちゅうりっぷ園本町※2	元気キッズ第二朝霞岡園【3名】	連携施設進級※1	
	朝霞花の木幼稚園【3名】	連携施設進級または新規申請	○
Jキッズガーデン朝霞保育園（地域枠）	朝霞幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
かぐら朝霞保育園	朝霞幼稚園	連携施設進級または新規申請	○

※1 連携先以外の施設を希望する場合、転所申請（100点加点なし）が必要です。ただし、転所が決定しない場合は、連携施設に進級できます。

※2 連携施設に応じた定員枠が定められていますので、入所申請の際には連携施設の定員枠ごとに申請となります。そのため、新規入所時に設定されている連携先以外の、当該施設の連携施設を希望する場合についても、転所申請（100点加点なし）が必要です。

（例）ゆりの木保育園を連携施設と定められた、どれみキッズハウスの枠に入所したが、3歳児進級の際に滝の根保育園を希望する場合

【施設の連携施設設定以前から入所していた方の取り扱い】

施設が連携施設を設定したことに伴い、3歳児以降の取り扱いで不利にならないように以下のように対応しています。

- ・連携施設に進級するか、他の施設を新たに申し込みするかを選択できる。
- ・連携施設に進級をせず、施設を新たに申し込みする場合は、「朝霞市保育認定利用調整基準表」の100点の指標の対象となる。

【3歳児クラスから幼稚園という選択肢もご検討ください！】

働いているために、幼稚園では預かり時間が合わない等とお考えの方も多いのではないかと思います。しかし、近年は幼稚園も預かり保育を拡充しており、保護者のニーズにお応えいただいている。また、保育料についても「幼児教育・保育の無償化」として、通常の保育料および預かり保育に対して給付を受けられる状況となっています。（預かり保育については「保育の必要な事由」を有していることが必要）

幼稚園は教育を主の目的とした「子どもが初めて出会う学校」として歴史と特色のある施設です。幼稚園の利用についても、是非一度ご検討ください。

※ 幼稚園の情報の詳細については、7～26ページをご覧ください。

【0～2歳児の保育所の連携施設について】

地域型保育ではありませんが、2歳児クラスまでの受け入れをしている保育所についても、同様の取り扱いとなっています。

令和7年9月現在

施設名	連携施設名	3歳児以降取り扱い	100点加点対象
メリーポピンズ朝霞台ルーム ^{※2}	朝霞どろんこ保育園【9名】	連携施設進級 ^{※1}	
	メリーポピンズkids 北朝霞ルーム【2名】	連携施設進級 ^{※1}	
	三原どろんこ保育園【1名】	連携施設進級 ^{※1}	
駅前おれんじベビー保育園	なし（注）	新規申請	○
仲町エンゼル保育室	ひまわり保育園	連携施設進級 ^{※1}	

（注）令和7年度より連携施設の設定が解除されました。経過措置として、令和9年度までに新3歳児になる児童については、「おれんじゆめ保育園」に連携施設進級の扱いで入所することができます。

9 申請時の注意事項

目次

希望保育園等の選び方	44ページ
認定申請および利用調整申請後の変更について	44ページ
きょうだい同時に申請する場合	45ページ
育児休業中に申込みをする方	46ページ
下の子を妊娠中に上の子の保育園等を申込む方	48ページ
自営業（専従者）の方	48ページ
求職活動中および起業準備中の方	49ページ
個別の支援が必要なお子さんの申込み	49ページ
※転所申請については、55ページをご確認ください。	

◆ 希望保育園等の選び方

保育園等の希望順位が利用調整に影響することはありません。指数の高い方から選考を行い、希望順位の高い施設から内定先を決定します。（60～64ページ参照）

希望保育園等は、年齢（月齢）に応じて入所を希望する保育園等をご記入ください。希望数に制限はありませんので、通所可能な範囲内で欠員の有無にかかわらずご記入ください。

なお、施設により開所日時や保育方針、給食のアレルギー対応、給食費、延長保育料等が異なりますので、事前に見学や運営法人等に保育内容を問い合わせるなどして、希望施設を検討いただくことをお勧めします。

連携施設のある2歳児クラスまでの保育園等に入所した方は、3歳児クラス以降は、連携施設での保育となります。他の施設をご希望の場合は、転所の申請をし、利用調整を受けることも可能です。（42～43ページ参照）

◆ 認定申請および利用調整申請後の変更について

利用調整申請後、申請内容に変更が生じた場合には『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が児童ごとに必要となります。各入所月の変更申請期間は、37～38ページをご確認ください。

なお、教育・保育給付認定の内容に変更がある場合は、認定の変更の申請・届出も必要となり、変更内容によっては、併せて変更内容を証明する書類の添付が必要となることがあります。

【認定の内容に変更が生じる場合】

提出の要件	提出書類
保育の必要な事由、保育必要量等を変更する場合	教育・保育給付認定変更申請書（様式第8号）
市内転居するときや、氏名・家族構成が変わった等の家庭の状況に変更があった場合	教育・保育給付認定申請内容変更届出書（様式第11号）

【変更内容を証明する書類の添付が必要な場合の例】

提出の要件	提出書類
就職、転職や勤務時間等を変更した場合	就労証明書
退職をした場合	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書（様式第6号）などの保育が必要な事由の証明書
申請児童が認可外保育施設等の利用を開始した場合	保育室等在園証明書（様式第8号）

◆ きょうだい同時に申請する場合

きょうだいで同時に申請する場合^{※1}、きょうだい条件を設定することとなります。条件によって、希望する施設の選び方や内定のしやすさが変わります。

①同時同所希望

同じ時期に同じ保育園でなければ入所となりません。申請しているきょうだい全員が同じ施設に入所できる場合のみ内定となるため、通常申込みより入所しにくくなります。

施設の希望順位はきょうだいで揃えてください^{※2}。

②同時希望同所優先

同じ時期でなければ入所となりません。申請しているきょうだい全員がどこかの施設に入所できる場合のみ内定となるため、通常申込みより入所しにくくなります。

また、希望した施設のいずれかできょうだいが同じ施設に入所できる場合、希望順位よりも同じ施設になることを優先して内定施設を決定します。

施設の希望順位は可能な限りきょうだいで揃えてください^{※2}。

③同時希望希望順優先

同じ時期でなければ入所となりません。申請しているきょうだい全員がどこかの施設に入所できる場合のみ内定となるため、通常申込みより入所しにくくなります。

施設の希望順位に制限はありません。

④同所優先

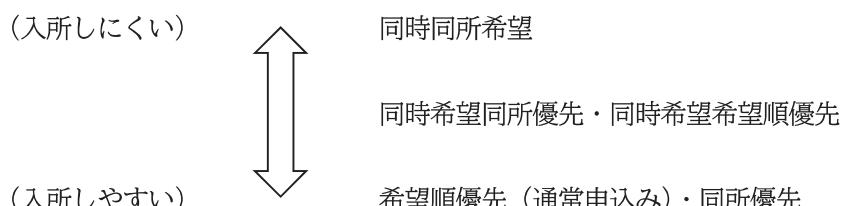
通常申込みと同じ条件で選考を行いますが、希望した施設のいずれかできょうだいが同じ施設に入所できる場合、希望順位よりも同じ施設になることを優先して内定施設を決定します。

施設の希望順位は可能な限りきょうだいで揃えてください^{※2}。

⑤希望順優先（通常申込み）

通常申込みと同じ条件で選考を行います。

内定のしやすさの目安（お子さん1人の申請は、通常申込みです）



※1 既に保育園等に在園しているきょうだいの転所申請と新規申請できょうだい条件をつけることはできません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、きょうだい条件をつけることが可能です。

- ・市外の認可保育施設に在園し、朝霞市の保育園に入れない場合は、入所を希望しない場合
- ・新制度移行している幼稚園又は認定こども園の1号認定を受けており、保育園に入所できない場合は入所を希望しない場合

※2 希望施設の優先順位がきょうだいで異なっている場合、下のお子さんの優先順位が高い施設で同じ施設に内定となるように選考します。

◆ 育児休業中に申込みをする方

① 入所できる時期について

育児休業を取得中の方は、入所希望日の月末までに育児休業を満了できる場合に、労働を理由に申請することができます。育児休業を満了できない場合、労働以外の保育が必要な事由がなければ、申請することができません。

※きょうだいで同時に申請をした際、きょうだいで利用調整の結果が利用内定と利用保留に分かれてしまった場合でも、入所月の末日までに育児休業を満了することが必要です。結果が分かれてしまうことを防ぐため、きょうだいが同じ時期の利用内定でない場合には共に利用保留とする等の、「きょうだい条件」を付けて申込むことも可能です。

② 申請締切後の退職について

申請中に退職する場合は事前に保育課保育係までご相談ください。

育児休業を取得中の方が労働を理由に申請する場合、育児休業を満了することが前提です。労働のまま選考を受け、利用内定となった後に復職することなく退職した場合、入所月の末日までに、保育の必要な事由の証明書（就労証明書等）の提出がなければ内定の取り消し又は保育園等を退所となる場合があります。

※一度復職した後に退職した場合、認定を「求職活動」へと変更することで、退職日の翌日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで在園が可能です。その後は、保育の必要な事由（求職活動を除く）があれば引き続き在園可能です。

③ 育児休業中に下の子を妊娠している場合

下の子を妊娠している場合、産前休暇より前または産後休暇満了直後に復職が可能な場合、労働を理由に上の子の申請が可能となります。復職ができない場合は、労働以外の指數（妊娠・出産の26点等）となります。

ただし、申請締切日時点で妊娠発覚前（母子手帳未交付）の場合は、この限りではありません。

なお、出産後育児休業取得前に入所した場合、認定を「育児休業」として引き続き在園が可能です。

◆ 育児休業給付金の延長について (令和7年9月現在)

育児休業給付金について、詳細は厚生労働省ホームページを確認していただとか、管轄のハローワークや勤務先の労務担当にお問い合わせください。

※この内容は、厚生労働省ホームページを参考に作成しております。

厚生労働省は、令和7年4月から育児休業給付金の延長において、「保育利用の申し込みにあたり入所保留を積極的に希望する旨の意思表示をしている場合」は、支給延長の対象にしないと公表しています。その対応として、申請書の見直しを行いました。

申請書類の「入所に関する確認票」において、「復職を希望するが、保留になった場合は育児休業の延長も許容できる。」にチェックを入れることで、100点の減算をして利用調整を行います。この減算は、入所保留を積極的に希望する旨の意思表示にはあたりません。

減算により指数は低くなりますが、利用調整の対象となるため、希望保育園の空き状況によっては内定となる場合がありますので、『利用調整結果通知書（保留）』の交付を保証するものではありません。

なお、内定を辞退したとしても『利用調整結果通知書（保留）』を交付することはできません。

○申請書の写しについて

支給期間延長手続きの際に、保育所等の利用申請を行ったときの申請書の写しが必要となります。申請前にご自身で写しをとってください。（提出後に写しが必要となった場合には、保育課保育係にご相談ください。）

申請書の写しは、申し込んだものと同じものであれば、市の受付印は不要です。

申請の内容を途中で変更した場合は、変更後の申請書の写しの提出が必要となる場合がございます。

申請書の写しは、全てのページの提出が必要です。

◆ 下の子を妊娠中に上の子の保育園等を申込む方

- ① 申請時点で認定事由を満たしている場合（就労している場合等をいい、育児休業中を除く。）
指数は「労働」等の指数となります。妊娠・出産認定の期限以前に上の子が入所できた場合、「育児休業」認定を取得して継続在園が可能です。
- ② 妊娠・出産認定期間（出産予定日の属する月の前後2か月を含む5か月間）に申請・入所する場合
「妊娠・出産」の指数（26点）となります。妊娠・出産認定の期限以前に上の子が入所できた場合、「育児休業」認定を取得して継続在園が可能です。
- ③ 育児休業中の場合
「◆ 育児休業中に申込みをする方へ③」をご確認ください。

○申請中に下の子を妊娠した場合

交付された母子手帳の写しと、「利用調整（入所・転所）申請事項変更届」を保育課保育係へ提出してください。育児休業中に労働の指数で申請した場合、妊娠状況にかかわらず復職の要件が発生していますので、申請内容に変更を加える場合は、「利用調整（入所・転所）申請事項変更届」を提出して下さい。
なお、母子手帳の交付がされているにもかかわらず、申請締切日まで時に申し出がなかった場合、虚偽の申請となり利用調整が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

◆ 自営業（専従者）の方

保護者が自営業者として就労している場合、自営であることがわかる書類の内容に応じて利用調整の指數を判断します。

- ① 過去に確定申告を行っている場合（就労証明書 + 確定申告書の写し）
就労証明書の記載内容に基づき、労働の指數を判断します。
- ② 確定申告は行っていないが、事業の収入がある場合
(就労証明書 + 開業届の写し + 直近1か月の事業の収入がわかる書類)
就労証明書の記載内容に基づき、労働の指數を判断します。ただし、収入状況が埼玉県の最低賃金を就労証明書の労働時間に乗じた金額より著しく低い場合は、収入状況から埼玉県の最低賃金を元に算定した時間数に基づき、指數を判断します。
- ③ まだ事業の収入がない場合（就労証明書 + 開業届の写し）
収入状況を証明する書類の提出がない場合は、起業の準備中であると判断し、就労証明書の記載内容に基づき、労働内定の指數を判断します。

○自営の協力者の方への注意事項

配偶者または親族が自営業者として事業を行っており、青色申告の専従者または家族従業者として勤務している方は、自営協力者の指數として算定します。また、就労証明書の就業形態が確定申告書の内容と異なっている場合は、確定申告の内容に基づき、指數を判断します。

なお、事業主が自営業の方の注意事項②に該当する場合で、収入状況に応じた時間数に基づき指數を判断した場合は、事業主の時間数を上限に指數を判断します

◆ 求職活動中および起業準備中の方

保護者が求職活動中または起業準備中の場合、お子さんの在所が可能な期間は入所日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までです。この間に保育に必要な事由の証明書（就労証明書、在学証明書等）の提出がなかった場合は、退所となります。

なお、利用調整の結果、利用内定となった場合、教育・保育給付認定の変更が必要な場合があります。詳しくは、入所の決定後にお知らせします。

◆ 心身の障害や発達の遅れなどによる個別の支援が必要なお子さんの申込みについて

個別に説明が必要となる場合があるため、事前に保育課保育係までご相談ください。

※定員に余裕がある場合でも、統合保育（集団保育）が難しいとき、または各クラスの状況などにより入所ができない場合があります。（利用内定後に受けていただく体験保育での様子などを参考に判断します。）

※利用内定となった保育園等でのお子さんの面談および体験保育の結果、統合保育（集団保育）に適さないと判断された場合や、保育士、看護師の追加配置が必要と判断された場合には、入所をお待ちいただくことや利用内定となった保育園等には入所とならないことなど、入所が決定されないことがありますのでご了承ください。また、入所となった場合でも、保育士等の配置状況や、お子さんの発達・健康状態等によりご希望の保育時間での利用ができない場合もあります。

◆ 食物アレルギー等をお持ちのお子さんの申込みについて

保育園等の給食では、食物アレルギー等をお持ちのお子さんについて可能な範囲で対応していますが、施設によって対応内容は異なりますので、事前に希望保育園等へご相談ください。

朝霞市の保育園等の入所申請に関するQ&A

Q 1 保育園等への申込みができるのは、どのような場合ですか？

A 1 保護者等が、仕事や病気などを理由に日中に子どもを保育できない場合に申し込むことができます。子どもの教育のためや、集団生活を経験させるためなどの理由では申込みはできません。また、申込みをしても、定員に空きがない場合は入所できません。

Q 2 保育園等を利用したいのですが、手続き方法を教えてください。

A 2 申請書を市へ提出する必要があります。申請受付期間は37ページ、必要書類は40ページをご確認ください。なお、申請方法につきましては、郵送での受付を実施していますので、窓口混雑緩和のため、郵送でのお申込みにご協力ください。

Q 3 申請書の記入の仕方がわかりません。

A 3 主要な申請書については、記入例を朝霞市ホームページで公開していますのでご参照ください。また、電話、メール等でのお問い合わせも承っていますので、ご不明な点は、保育課保育係までお問い合わせください。

Q 4 保育園はいつ頃入りやすいですか。

A 4 空き施設の数が一番多い時期は4月1次の利用調整となります。しかし、保育園の入所しやすさは、希望する施設の空き状況や申請状況によって異なります。

Q 5 利用調整（選考）はどのような方法ですか。先着順ですか。

A 5 先着順ではありません。保護者の保育の必要な事由（労働時間や家庭状況等）に応じて優先の度合いを指数化し、指数が高い方から順番に利用内定の決定を行います。指数の合計が同じ場合、優先項目が高い順に順番を決めさせていただきます。（60ページ参照）

Q 6 育児休業を長く取得しているのですが、利用調整（選考）に不利になりますか。

A 6 保育園等の利用調整に関しまして、育児休業の取得期間によって不利にはなりませんが、入所した月の末日までに育児休業を満了していただくことが申請の条件となります。なお、入所後、この期日の翌月1日までに職場復帰されなかった方は、退所となります。

Q 7 保育園等と幼稚園の申請の併願は、利用調整（選考）に不利になりますか。

A 7 幼稚園（認定こども園の教育利用を含む）を申し込んでいるという理由で保育園等の利用調整が不利になることはありません。なお、保育園等の入所が決定されたが、幼稚園への入園を希望する場合には、入所日の前日までに辞退等のお手続きが必要となります。また、幼稚園の申込みは各幼稚園で行っていますので、直接幼稚園へお問い合わせください。

Q 8 入所を辞退した場合、次回からの利用調整（選考）で不利になりますか。

A 8 辞退しても、次回の選考で不利になることはありません。

Q 9 現在仕事をしていませんが、申請は可能ですか。

A 9 仕事をしていない方でも保育の必要な事由を満たしている場合には、保育園に申し込むことは可能です。34ページおよび40ページをご確認ください。

Q 10 指数はどのようなときに変動しますか。

A 10 例えば、今まで自宅で保育されていたお子さんが、家庭保育室や幼稚園等に入園した場合や、勤務内定だった方が勤務を開始した場合、会社を退職されたり、勤務時間や勤務日数を減らしたりした場合等には、指数が変わります。

変更が生じた際は『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』等を提出していただく必要があります。（44ページ参照）

※ 提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、利用調整結果を取り消すことがあります。家庭の状況等に変更があった際には、すみやかにお手続きをお願いします。

Q 11 定員に空きのない保育園等にも申請することは可能ですか。

A 11 可能です。申請時に定員に空きがなくても、退所や転所により新たに空きが生じる場合があります。空き状況にかかわらず、希望する保育園等はすべて申請してください。

Q 12 利用調整結果はどのようにわかりますか。またいつ頃わかりますか。

A 12 利用調整の結果については、郵送にて申請された住所にお送りします。なお、発送時期は以下の予定です。

- ・4月1次入所 ⇒ 令和8年1月中旬
- ・4月2次～1月入所 ⇒ 入所希望月の前月5日前後
- ・2月入所 ⇒ 12月10日前後

Q 13 申請から入所までの流れを教えてください。

A 13 利用調整後、利用調整結果をご自宅に送付します。

利用内定となった場合、集団保育の可否を確認するため、内定された保育園等でお子さまの面談を行います。また、面談だけでは集団保育の可否が判断できない場合には、体験保育（2日間程度、保護者同伴）を実施することができます。

お子さまの面談（体験保育）の結果、入所が決まりましたら、入所承諾書（保育園のみ）や入所施設に提出する必要書類等を送付しますので、入所施設での入所説明会への出席や利用契約を行っていただき、その後入所となります。（36ページ参照）

Q 14 教育・保育給付認定を求職活動で受けましたが、期限が切れました。何か手続きは必要ですか。

A 14 求職活動中に申請された方は、認定日から90日を経過する日が属する月の末日が認定の期限となります。（例：4月1日認定…6月30日まで。他の認定事由の期間については34ページ参照）

認定の期限までに保育の必要な事由に該当する証明書を提出していただくことで、継続して保育認定を受けることができます。なお、認定の有効期間が過ぎた場合でも、申請を取り下げない限り利用調整（選考）は行いますが、入所が決まった際には再度認定の申請を行なってください。

Q15 保育園にかかるお金は保育料（利用者負担額）だけですか。

A15 世帯の市町村民税額に基づき、市が算定する保育料（利用者負担額）以外にも、施設によって「延長保育料」が発生することがあります。延長保育は施設の独自事業のため、「延長保育料」の徴収の有無、単価は施設によって異なります。希望施設を検討する際には、必ずご確認ください。（78～81ページ参照）また、延長保育料以外にも、給食費や教材費など、その他の諸経費が発生することもありますので、併せてご確認ください。（74～77ページ参照）保育料は全施設一律になりますが、それ以外の経費は園によって異なりますので必ず申請前にご確認ください。

Q16 利用内定となったときの子どもの面談は必ず受けなければならぬのですか。

A16 面談（施設が必要とした場合には体験保育も含む）は入所日までに必ず受けさせていただく必要があります。受けられない場合は利用調整結果が取り消される場合もあります。

また、面談は利用内定となった保育園等で行うことになりますが、面談（体験保育）の結果、集団保育に適さないと判断された場合や、保育士の加配、看護師が必要と判断された場合にも、入所をお待ちさせていただくことや、利用内定となった園には入所とならないことなど、利用調整結果が取り消されることがあります。

なお、転所申請においても、新しい施設で子どもの面談が必要となります。

Q17 利用が保留となった場合、毎月の申請をしなければならぬのですか。

A17 申請は年度内（2月入所分まで）有効となりますので、毎月入所申請をする必要はありません。

なお、翌年度以降も引き続き利用を希望される場合には、改めて申請が必要となります。また、保留期間中に申請内容に変更が生じた場合は、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要です。（44ページ参照）

Q18 申請した希望施設を変更したいのですが、必要な書類はありますか。

A18 希望施設の変更に限らず、ご家庭の状況等、申請の内容に変更が生じた場合は、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』に必要書類を添付し、ご提出ください。変更の手続きは、変更が生じた時点で申請期間となっている月の利用調整申請期間中にさせていただく必要があります。（37ページ参照）手続漏れにより、実態よりも高い指標で利用調整が行われ、利用内定となった場合には、利用調整結果が取り消されることもありますので、すみやかにお手続きをお願いします。

Q19 申請を取り下げたいのですが、必要な書類はありますか。

A19 すみやかに「保育所等入所（転所）申請取下届出書」を提出してください。取り下げが反映されるのは、提出日時点での申請期間となっている月の利用調整からとなります。（37ページ参照）

Q20 保育必要量（保育時間）の認定はどのように決められるのですか。

A20 保育の必要な事由によって、必要量が異なります。また、事由が「労働」「介護・看護」「就学・訓練」の場合には、原則として保護者の労働等時間が月120時間以上の場合は保育標準時間とされ、保護者の労働等時間が120時間未満の場合や、『教育・保育給付認定申請書』提出の際に保育短時間を希望された方については、保育短時間の認定となります。

なお、延長保育料が発生する場合においては、一部例外もあります。（35ページ参照）

Q 2 1 保育必要量（保育時間）の間は保育園を利用できるということですか。

A 2 1 保育時間は市が認定した保育園を利用することができる時間を示したもので、保育園を利用できる時間を保証するものではありません。実際に利用できる時間は通勤時間や労働時間等保育の必要な事由に応じた時間を基に保育園等が決定します。そのため、必ずしも保育標準時間の認定を受けた方は一律11時間、保育短時間の認定を受けた方は一律8時間利用できるわけではなく、保育の必要な事由によっては、利用時間が短くなることもあります。

また、各認定保育時間外の利用には、延長保育料がかかる場合もあります。

なお、保育標準時間と保育短時間は保育時間の違いのほかに、保育料（利用者負担額）が異なります。（73ページ参照）

Q 2 2 労働時間が120時間未満ですが、保育標準時間は希望できますか。

A 2 2 原則として、労働等時間が120時間未満の場合、保育標準時間は希望できません。しかし、延長保育料を徴収する施設に限り、労働等の正当な理由によって常態的に延長保育料の負担が生じる場合においては、例外的に保育標準時間を希望することも可能です。

なお、保育標準時間認定を受けた場合でも、これは保育時間の上限までの利用（7時から18時の11時間）を保障するものではありません。通勤時間や労働時間等、保育の必要な事由に応じた利用時間を保育園等が決定することになります。（35ページ参照）

Q 2 3 地域型保育施設を利用している場合、子どもが3歳になったらどうすればよいのですか。

A 2 3 0～2歳児クラスを対象とする地域型保育施設には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」（認定こども園や幼稚園、保育園）が設定されることになっています。地域の実情を踏まえ、連携施設に優先的な利用枠を設けることなどにより、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っています。

連携施設が設定されていない施設、連携先が幼稚園となっている施設を利用している場合、引き続き保育を希望するには3歳児クラスで再度利用調整の申請が必要となります、朝霞市保育認定利用調整基準表の「B児童の保育状況」について、「受入れが2歳児クラスまでの認可保育施設（居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の従業員枠を除く）に入所しており、当該施設が連携施設を設定していない又は幼稚園を連携施設として設定している場合における、3歳児クラスの利用調整申請」の指數100点を加算することで、ご希望の保育園等に入所（進級）しやすい仕組みづくりをしています。

Q 2 4 ならし保育が必要と聞きましたがどのくらい必要ですか。

A 2 4 ならし保育に必要な日数はおおむね5日となっておりますが、お子さんの体調や新しい環境の適用状況から入所保育園等が必要な日数を判断いたします。お子さんのならし保育が終了しないことで育児休業からの復職に支障が出る場合は、一度保育課までご相談ください。

Q 2 5 現在5歳児にきょうだいが在所しており、年度末に卒園するのですが、申請する子にきょうだい在所の加点はつきますか。

A 2 5 申請児童以外のきょうだいが在所（申請）していることに伴う指數については、きょうだいが同時に保育園等に通うことができるよう配慮するためのものですので、この場合、現年度の入所申請であれば指數の対象となります、次年度の申請の場合には指數の対象にはなりません。

Q 2 6 4月に上の子の入所申請を行い、保留となりました。その後、入所できないまま、下の子を出産したので、下の子も申請しようと考えているが、その場合はきょうだい条件を設定しなければならないのでしょうか。

A 2 6 上の子と下の子が同時に申請しておりますので、きょうだい条件を設定していただく必要がございます。下の子の保育所等利用（調整）申請書の提出に合わせて、上の子の『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』をご提出ください。

Q 2 7 土曜日に保育園等を利用することができますか。

A 2 7 土曜日にも仕事等で両親ともに日中保育ができない場合は、保育園等を利用することが可能です。なお、施設によっては、平日と預かり時間や場所が異なることや、土曜保育を実施していない施設がありますので、各施設紹介（97ページ以降参照）や、市内保育園等一覧（140～143ページ参照）をご確認ください。

10 転所申請

◆ 申請受付期間

新規申請と同じ受付期間となります。「5 令和8年度利用調整（入所・転所）申請受付期間」をご確認ください。

◆ 申請書類

対象者・とき	必要書類
全員	保育所等利用調整申請書（転所）（様式第16号）（希望施設記入用紙含む）
家庭の状況が 変わったとき (希望園変更含む)	利用調整（入所・転所）申請事項変更届

◆ 注意事項

- ・転所が利用内定された場合は、転所により生じた空き枠分の利用調整（選考）も同時に行われるため、内定を辞退し、元の施設に戻ることはできません。
- ・申請取り下げは、届出書が提出された日の直後の利用調整から適用となります
- ・内定後には、内定施設でお子さんの面談を行います。面談の結果、集団保育をするうえで保育士の加配や看護師が必要と判断された場合等には、入所をお待ちいただくことや、利用内定となった施設には入所とならないことなど、利用調整結果が取り消されることがあります。児童の発達・障害等の程度によっては保育の利用が継続できない可能性があります。この場合も元の施設に戻ることはできません。
- ・既に同じ施設を利用しているきょうだいが別の同一施設への転所申請をしても、加点の対象になりません。
- ・入所後、改めて転所した保育園等での慣らし保育が必要となります。

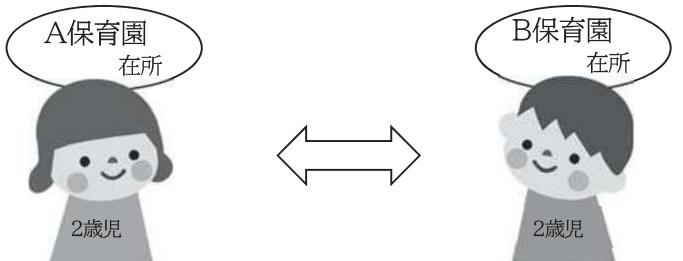
◆ 選考方法

保育所等利用調整にかかる新規の申請をされた方および転所申請をされた方につきまして、毎月利用調整（選考）を行っています。選考方法につきましては、新規の申請と同様に各家庭の状況を指数化し、指數の高い方から順番に利用内定の決定を行っています。

なお、保留順位は毎月の申請状況によって変りますことをあらかじめご了承ください。また、指數や空き状況に関係なく、転所申請者のみでの利用調整も行います。

＜転所申請者のみでの利用調整方法＞

(例)



➡ 通常の利用調整後、転所希望のお子さん同士で利用内定が可能な際は、転所の内定を行う。
(このような例では、A保育園とB保育園の2人)

11 市外保育園等を希望する場合

申請時点において、朝霞市に住民登録のある方が、朝霞市外の保育園等を希望する際には、原則、申請書類を朝霞市に提出し、朝霞市を通じて相手方市区町村へ申請します。その場合の申請の流れは以下のとおりです。

ただし、各市区町村によって申請方法等は異なりますので、必ず、希望する保育園等が所在する市区町村へ確認した上で、申請の準備を進めてください。

(1)希望する保育園等が所在する市区町村へ確認を行う

以下の項目について、相手方市区町村の保育担当部署へ確認をしてください。

- ① 相手方市区町村における入所希望月の申請締切日
- ② 申請に必要な書類、申請様式の指定の有無、申請方法
- ③ 希望できる保育園等に利用制限(公設保育園は希望できない等)があるか
- ④ その他、選考の方法や施設の空き状況 など

(2)必要書類を揃えて朝霞市保育課まで提出する(原則、朝霞市保育課の窓口まで直接お持ちください。)

【必要書類】

- ・相手方市区町村から指定された申請書及び必要資料一式
- ・市外施設を申請する場合の確認票(朝霞市様式)

なお、窓口で受領した際、不足書類等がないか、その場で申請先の自治体に確認を行いますので、時間にゆとりをもってお越しください。

申請書等は、相手方市区町村の締切日の10日前までを目安にお持ちください。自治体間での協議には時間を要することがありますので、申請書等の提出が締切直前となった場合、希望する入所月の申請として受け付けられないことがあります。

(3)朝霞市から相手方市区町村へ書類送付(協議)をする

書類の不足や修正については、朝霞市から連絡します。

(4)朝霞市に届いた利用可否の結果を申請者へ送付する

相手方市区町村から送付された利用の可否や今後の手続き等の通知を、朝霞市から申請者へ対してお知らせします。相手方市区町村からの指示に応じて、ご対応ください。

(5)【転出予定での申請の場合】相手方市区町村の窓口にて転入に伴い必要な手続きを行う

相手方市区町村の保育担当窓口にてお手続きが必要です。手続きの期限は相手方市区町村の制度により異なりますが、手続きが遅れると内定が取り消される場合がありますので、ご注意ください。

【注意事項】

- (1) 朝霞市内と市外の保育園等を同時に希望し、両方の保育園等に内定となった場合は、申込希望順の上位の保育園等が優先されます。なお、結果の通知は市区町村ごとに発送時期が異なります。
- (2) 朝霞市内の保育園等に在所されている方が、市外の保育園等への転所内定した場合は、辞退することができませんので、ご注意ください。

12 市外在住の方が朝霞市内の保育園等を希望する場合

申請時点において、朝霞市に住民登録がない方が、朝霞市内の保育園等の利用を希望する際には、原則、その時点でお住まいの市区町村に対して必要書類を提出し、その市区町村を通じて申請してください。

ただし、申請方法は市区町村ごとに異なりますので、必ずお住まいの自治体にご確認ください。(朝霞市へ直接申請する場合は、必ず事前に朝霞市保育課へご連絡ください。)

※市外から朝霞市の施設に通園する場合、原則朝霞市の規則等に従っていただきますので、予めご了承ください。
(例:預かり時間、求職活動の期間、育児休業からの復職期日 等)

◆ 受入制限について

市外在住の方が朝霞市内の保育園等を希望する場合には、申請の時期、朝霞市への転入予定の有無等によって、以下の表のとおり、希望可能な施設に制限があります。

また、入所後に朝霞市に転入せず、在勤もない場合には、民設保育園等の3歳児クラス(次年度の新4歳児クラス)以上の児童を除いて、次年度の継続利用はできません。(82ページ参照)

なお、既に市内保育園等を利用していた朝霞市民の方は、転出後も保育認定を受けることが可能な場合、受入制限にかかわらず、転出をした日が属する年度の末日までは継続利用が可能です。(82ページ参照)

【新規入所に係る受入制限確認表】

転入予定 ^{※1} ・在勤 ^{※2} の有無		公設保育園	民設保育園等
転入予定あり		○	○
転入予定なし	在勤あり	△ ^{※3}	△ ^{※3}
	在勤なし	×	△ ^{※3}

※1 「転入予定」の有無は、上表の受入制限のほか、利用調整における優先度等に影響が生じます。
(60ページ参照)

※2 「在勤」の有無は、『就労証明書』の記載内容から、父母いずれかの主な勤務地が朝霞市内にあるかどうかにより判断します。

※3 △は、4月1次利用調整の申請をすることができません。

『転入予定あり』の判断について(※1について) 必要書類については、40ページ参照。

入所希望日までに朝霞市に転入ができる事を客観的に確認するため、契約書等から以下の3点が読み取れることが必要です。

- ① 父母いずれかの名義で契約が締結済みであること
- ② 物件の住所(地番)が朝霞市内であること
- ③ 物件の引渡日が入所希望日以前であること

なお、4月1次利用調整に限っては、申請締切日から入所日まで期間があることを考慮し、申請締切日までに契約書等の提出ができなくても、令和8年2月13日(金)までに追加提出することができる場合には、特例として「転入予定あり」とみなします。期日までに契約書等の追加提出がない場合には、内定を辞退したものとして、利用内定は取消しとなりますので、ご注意ください。

※入所内定した場合、入所希望日までに朝霞市に住民登録を異動してください※

◆ 申請の流れ

(1)居住市区町村の保育担当窓口に朝霞市の施設を申請したい旨相談する

申請の準備前に、お住まいの市区町村の保育担当窓口に、以下のことをご確認ください。

- ① 転出予定の有無によって手続きに違いがあるか
- ② 申請は居住する市区町村経由でよいか
- ③ 申請様式は朝霞市様式でよいか
- ④ その他、現在利用する保育園等は転出後も利用可能か など

併せて、ご不明な点がありましたら、朝霞市保育課にもお問い合わせください。(直接申請する場合、必ず事前に朝霞市保育課へご連絡ください。)

(2)朝霞市の様式で申請書類を準備する 【居住市区町村からの指定がない場合】

お住まいの市区町村から特別の指定がある場合を除き、原則として朝霞市様式(40ページを参照)で申請してください。お住まいの市区町村の様式でも可能な限り対応しますが、必要項目が不足していることにより指数の加点が受けられない場合があるほか、申請の受付ができないことがあります。

特に、保護者の疾病を理由に申請する場合に用いる「診断書(様式第4号)」は、他の様式では対応できない可能性が高いのでご注意ください。

(3)申請書類を居住市区町村へ提出する

申請書類をすべて揃えて、朝霞市の締切日(37ページ参照)の10日前までを目安に、お住まいの市区町村へ提出してください。当該市区町村から、朝霞市に書類が送付されます。

朝霞市において書類を確認し、不備等があった場合にはお住まいの市区町村を通じて連絡します。提出が締切日直前になると、不備があった際に受け付けができなくなる恐れがあります。

(4)朝霞市が利用調整をした結果を基に居住市区町村から申請者へ結果が送付される

朝霞市において利用調整を行い、結果をお住まいの市区町村へ送付します。その結果を基に、お住まいの市区町村から申請者へ結果が送付されます。

利用調整の結果、内定となった場合には、内定施設において子どもの面談を受けていただきます。また、面談の結果、体験保育を実施する場合もあります。(65ページ参照)

入所日までに面談等を受けられない場合や、面談等の結果、保育士等の加配の必要性が疑われた場合等には、入所とならないことがありますので、ご了承ください。

(5)【転入予定として申請した場合】住民登録を異動し、朝霞市保育課にて手続きを行う

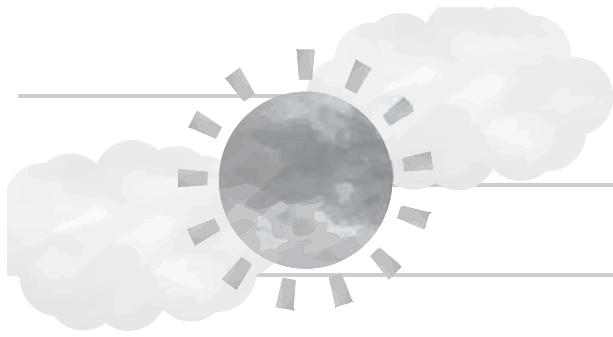
転入予定ありとして申請した場合には、入所希望日(内定日)までに必ず朝霞市に住民登録を異動してください。期限までに転入をしなかった場合には、内定取消や退所となることがあります。

◆ 申請時点で国外に在住している場合

国外に在住している方は、居住する自治体経由での申請は不可能なため、直接朝霞市保育課へ申請してください(電子申請不可)。国際郵便による申請の場合は、保育課までの到達に時間を要するため、遅くとも申請締切日の10日前までには発送していただくことを推奨します。

また、書類に不備・不足等があった場合に連絡が取れるよう、申請者のメールアドレス(国際電話は対応できません。)や、国内在住の親族の電話番号等、連絡先を提供いただきますようお願いします。メールアドレス等の連絡先の提供がなく、書類に不備がある場合には、申請を受け付けできない場合がありますので、ご注意ください。

MEMO



13 利用調整（選考）について

利用調整指数は一部を除き、原則申請締切日時点の情報を基準に算定します。

◆ 利用調整

利用内定の可否を判定する「利用調整」の方法は、申請順（先着順）ではありません。

保護者の労働時間等の家庭状況から、保護者が家庭で保育をできない程度を指数化し、その指数が高い方が優先度の高いものとして、順番に利用内定の判定を行います。

※ 指数については、朝霞市保育認定利用調整基準表をご覧ください。（61ページ参照）

◆ 利用調整方法について

利用調整の優先順位は、保護者が家庭で保育をできない程度に応じて判断します。利用調整にあたっては、指数の合計の高い方が保育園等の必要度が高いものとして、順次判定をしていきます。

また、指数の合計が同じ場合は、下記の項目順に指数の高い方を優先します。

- ① 家庭状況
- ② 父母の状況
- ③ 児童の保育状況
- ④ 世帯員の状況

上記4項目ともすべて同じ指数の場合には、前年度市町村民税所得割額（父母等合算額）の少ない方を優先します。個人番号確認資料等の提出がなく、課税額が確認できない場合には、優先順位は最下位となります。

さらに、前年度市町村民税所得割額も同額の場合には、同一世帯の中で最も長く朝霞市に居住している方（申請日から遡って、連続した居住期間）を比較し、居住期間の長い方を優先します。

◆ 朝霞市外から申請された利用調整の優先順位について

朝霞市外に居住されている方からの利用調整の優先順位は、以下のとおりとなります。

- ① 朝霞市に転入予定（57ページ参照）の方（朝霞市民と同列に利用調整を実施）
- ② 朝霞市内に在勤（在勤予定は除く）の方
- ③ それ以外の方

◆ 利用調整申請の取り下げについて

利用調整申請は、利用保留となった場合でもその年度内（2月利用調整まで）は有効となります。次の事項に該当する場合は、保育課保育係まで『保育園等入所（転所）申請取下届出書（様式第18号）』の提出をお願いします。

- ・申請を取り下げたいとき
- ・市外へ転出することになったとき
- ・申請の条件を満たさなくなったとき
- ・育児休業の取得によって保育園の入園の意思がなくなったとき

朝霞市保育認定利用調整基準表

A 父母の状況 ※父母各1つのみ加算（最も加算が大きいもの）		父指数	母指数	B 児童の保育状況 ※該当する場合1つのみ加算（最も加算が大きいもの）	指数
自営 中心者・ 居宅外労働 (就学)	1月 160時間以上	30	30	同一世帯の親族が保育している（父母共に死亡・離別・行方不明・拘禁）	2
	1月 140時間以上	29	29	知人・友人・別世帯の親族が有償で保育している	2
	1月 128時間以上	28	28	認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としている（父及び母が育児休業中以外に限る。）	5
	1月 120時間以上	27	27	上記内容に該当するが、当該施設が入園希望月以降受入不可	6
	1月 112時間以上	26	26	市内の認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としているが、当該施設が認可保育施設に移行する場合における、移行後の当該施設を第1希望とした利用調整申請	第1希望 100
	1月 100時間以上	25	25	第2希望以降 7	
	1月 96時間以上	24	24		
	1月 84時間以上	23	23		
	1月 80時間以上	22	22		
	1月 72時間以上	21	21		
	1月 64時間以上	20	20	認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としていない	2
自営協力者・ 居宅内労働 (就学)	1月 160時間以上	29	29	認可保育施設を給付を受けて利用している（転所申請）	2
	1月 140時間以上	28	28	上記内容に該当するが、当該施設が入園希望月以降受入不可	3
	1月 128時間以上	27	27	受入れが2歳児クラスまでの認可保育施設（居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の従業員枠を除く）に入所しており、当該施設が連携施設を設定していない又は幼稚園を連携施設として設定している場合における、3歳児クラスの利用調整申請	100
	1月 120時間以上	26	26		
	1月 112時間以上	25	25		
	1月 100時間以上	24	24	父又は母が保育している（育児休業中の場合）	2
	1月 96時間以上	23	23	父又は母が保育認定事由と並行して保育している	2
	1月 84時間以上	22	22	C 家庭状況 ※該当する場合1つのみ加算（最も加算が大きいもの）	指数
	1月 80時間以上	21	21	父母共に死亡・離別・行方不明・拘禁	18
	1月 72時間以上	20	20	ひとり親家庭	14
	1月 64時間以上	19	19	上記内容に該当するが、祖父母と別世帯	15
求職活動・ 労働内定・ 就学予定	1月 160時間以上	18	18	離婚前提（離婚調停申立書、離婚に関する事を定めた公正証書が必要）	11
	1月 140時間以上	17	17	上記内容に該当するが、祖父母と別世帯	12
	1月 128時間以上	16	16	生活保護世帯	20
	1月 120時間以上	15	15	市長が児童福祉の観点から特に保育が必要と認めた場合	—
	1月 112時間以上	14	14	D 世帯員の状況 ※該当する場合1つのみ減算（最も減算が大きいもの）	指数
	1月 100時間以上	13	13	65歳以上70歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-1
	1月 96時間以上	12	12	60歳以上65歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-2
	1月 84時間以上	11	11	60歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-3
	1月 80時間以上	10	10	E その他調整事項 ※該当するもの全て加算	指数
	1月 72時間以上	9	9	保護者が非自発的な理由によって失業している	5
	1月 64時間以上	8	8	父又は母が単身赴任している	1
求職活動を行っている		5	5	父又は母が保育士資格を有し、市内認可保育施設もしくは朝霞市指定家庭保育室で保育従事者として、又は幼稚園教諭資格を有し、市内幼稚園等で幼稚園教諭として、又は放課後児童支援員資格を有し、市内放課後児童クラブで放課後児童支援員として勤務し、又は勤務内定している	1
妊娠出産期間（出産日及び前後の2か月）のみ保育希望		—	26	上記に該当する保育士であって、1年以上勤務することを誓約している（転所申請を除く）	22
疾病・ 障害	I (就学前児童の保育が完全に不可能な状態)	30	30	兄弟姉妹が1人だけ、保育所等の利用調整申請をしている又は認可保育施設（事業所内保育事業の従業員枠を除く）を保育認定を受けて利用している	1
	II (就学前児童の保育が困難な状態)	27	27		
	III (就学前児童の保育が部分的に困難な状態)	25	25		
	身体障害者手帳1・2級、療育手帳①・A、精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している	30	30		
	身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bを所持している	27	27		
看護・ 介護	身体障害者手帳5級以下、療育手帳Cを所持している	25	25	兄弟姉妹が2人以上、保育所等の利用調整申請をしている又は認可保育施設（事業所内保育事業の従業員枠を除く）を保育認定を受けて利用している	3
	1月 160時間以上	30	30		
	1月 140時間以上	29	29		
	1月 128時間以上	28	28	兄弟姉妹で異なる認可保育施設を保育認定を受けて利用している場合において、兄弟姉妹が同じ認可保育施設となるよう希望している転所申請	1
	1月 120時間以上	27	27		
	1月 112時間以上	26	26		
	1月 100時間以上	25	25		
	1月 96時間以上	24	24		
	1月 84時間以上	23	23		
	1月 80時間以上	22	22		
	1月 72時間以上	21	21		
	1月 64時間以上	20	20	父母の育児休業取得前に認可保育施設を給付を受けて利用（事業所内保育事業の従業員枠を除く）していて退所をした場合	2
居住家屋の災害復旧をしている		30	30	復職を希望するが、利用保留の場合は育児休業の延長も許容できる	-100
死亡・離別・行方不明・拘禁		30	30		

(備考) 1. この基準表において「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設・幼稚園（特定教育・保育施設以外）を指します。

2. この基準表において「認可保育施設」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を指します。

3. 祖父母の年齢は、入所希望年度の4月1日時点の年齢により判断します。

4. この基準表において「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園（教育部門）を指します。

利用調整に関する補足説明

利用調整基準表について

【父母の状況】

労働

- ・勤務時間数は実労働時間ではなく、休憩時間を含む雇用契約の時間数に基づき指数を決定します。
⇒育児短時間勤務を取得する場合、雇用契約の勤務時間は変更とならないので指数の変動はありません。正社員からパートタイマーに雇用条件が変更となる場合など、雇用契約上の勤務時間が変更となる場合は指数が変動します。
- ・就労先が2か所以上ある場合は、それぞれの就労証明書の勤務時間を合算して指数を決定します。
⇒ダブルワークで新しく仕事を始める場合、就労内定の状態では勤務時間の合算はできません。
※就学や介護・看護と合算することも可能です。入学予定の状態では合算はできません。
- ・自営業の場合、収入の実績が確認できない場合は労働と判断できない場合があります。

自営協力

- ・確定申告等で自営の専従者として届け出されている場合、就労証明書の就労形態が正社員等の労働者として作成されている場合であっても、自営協力者として判断する場合があります。

就学

- ・就学先は、学校教育法で定める学校等が対象です。就労に繋がる就学先として職業訓練校も対象です。
⇒趣味や習い事に近い就学先は認められません。また、専門性の低い資格取得（例：普通自動車免許取得）も対象となりません。
- ・就学状況に基づき指数を決定します。時間割やパンフレットなど時間数が判断できる書類の提出が必要となります。
- ・就学の時間数は、休憩時間を含めた時間で指数を決定します。
⇒休憩時間以外の授業がない時間は指数を判断する時間から除きます。
(例) 9時から17時の8時間の在学時間のうち、2时限の授業（2時間）を受講しない場合、
1日6時間の就学と判断します。

求職活動・労働（就学）内定

- ・64時間未満の労働内定は求職活動の指数（5点）となります。（求職活動の誓約書の提出が必要）
- ・現在64時間未満の就労中で、保育園に入所となったら就労時間を増やす場合、増やした勤務時間での労働内定として指数を決定します。
- ・労働内定は、勤務開始日が入所日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までのものを有効とします。
(例) 入所予定日が4月1日の場合、求職活動の認定期間は6月30日まで
 - ・勤務開始日6月30日から ➔ 就労証明書の勤務時間数に応じて就労内定の指数
 - ・勤務開始日7月1日から ➔ 求職活動の指数（5点）

妊娠出産

- ・申請時点で妊娠しており、入所希望日が妊娠出産の認定期間（5か月）に含まれる場合に対象となります。
- ・妊娠出産を理由で入所した場合、妊娠出産の認定期間満了後は他の保育を必要とする事由（求職活動を除く）を満たさなければ退園となります。

疾病・障害

- ・診断書が朝霞市の様式でない場合、適切な指標が判断できず、疾病・障害の指標がつけられない場合があります。
- ・申請時点で病気や障害を理由に、労働の認定事由（月64時間以上）を満たしているが休職している場合又は労働の認定事由を満たせない労働時間となっている場合、疾病・障害として申請することとなります。

介護・看護

- ・介護・看護の時間は、自宅から介護等の対象者がいる場所（対象者の家や病院）に行くまでの移動時間は含みません。
⇒介護等が必要な親族が別住所に住んでいる又は病院に入院している場合、所在地までの移動時間を含めずに指標を判断します。

指標の対象となる具体例	指標の対象にならない具体例
<ul style="list-style-type: none">・親族を病院等に連れていく移動時間・介護等のために親族の家に滞在している時間・子どもの療育施設の利用時間・入院している親族の介護のために病院に滞在している時間	<ul style="list-style-type: none">・親族の家に移動する時間・自宅から入院している病院に移動する時間

【児童の状況】

- ・同一世帯の親族が保育している場合は、加点対象なりません。
- ・親族等に無償で預けている場合は、加点対象なりません。
- ・父母いずれかが育児休業中の場合、認可外保育施設等を利用していたとしても、育児休業の指標（2点）となります。
- ・認可外保育施設等を一時利用している場合、申請時点で64時間以上の利用実績が確認できない場合、64時間未満の利用の指標（2点）となります。
- ・受入れが2歳児クラスまでの認可保育施設に在園する3歳児クラスの利用調整に関する100点の加点は、4月2次利用調整締切日までに申請しない場合および同一年度内に利用内定を辞退した場合、対象外となります。

【家庭の状況】

- ・申請時点で住基登録上、父母が同一世帯の場合、ひとり親の加点の対象外となります。

【その他の調整事項】

- ・自営業の場合、単身赴任の加点の対象外となります。
- ・市内保育施設で1年以上保育士として勤務することを誓約する場合、入所日から起算して1年間、市内の保育園に在勤を継続しているか確認します。誓約に違反している場合、退園となります。
- ・申請締切日時点において、出産する予定がある方は、1年以上の継続勤務ができないため、保育士継続勤務誓約書による加点を受けることはできません。
- ・市内保育施設で1年以上保育士として勤務することを誓約して入所した後、勤務期間が1年に満たない内に産前産後休業等で休職する場合、休職期間は勤務継続期間に含みません。復帰後、既に勤務した期間を含め、延べ1年以上保育士として市内保育施設で勤務する必要があります。
- ・きょうだいが保育所等の利用調整をしている又は認可保育施設に在園している場合の加点は、在園児童が保育認定を受けている場合のみ対象となります。（事業所内保育事業の従業員枠を除く）
⇒保育所等の利用調整申請を行わず、きょうだいが新制度に移行した幼稚園又は認定こども園の教育認定を受けている場合、加点の対象外となります。

- ・転所申請において、きょうだいが同じ認可施設になるための加点は、必ず同じ施設になるように転所申請を行った場合、対象となります。同じ施設にならない可能性がある場合は、加点の対象外となります。

(例) 兄 浜崎保育園、弟 溝沼保育園 在園

指標の対象となる具体例	指標の対象とならない具体例
<ul style="list-style-type: none"> ・兄の転所申請で溝沼保育園のみを希望する ・弟の転所申請で浜崎保育園のみを希望する ・きょうだい条件を同時同所として、きょうだいの転所申請で浜崎および溝沼保育園でない施設に転所申請する (1園のみ希望の場合は同時希望でも可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・兄の転所申請で溝沼保育園でない施設も希望する ・弟の転所申請で浜崎保育園でない施設も希望する ・きょうだい条件を同時同所とせず、きょうだいの転所申請で複数施設を希望する

※3人以上のきょうだいの場合、いずれかのきょうだいが同じ施設になるような内容の申請であれば加点の対象となります。

その他

- ・利用調整（選考）は、指標の高い方から順番に利用内定の判定を行います。判定方法は、希望施設のいずれかに欠員があれば内定、希望施設すべてに欠員がなければ保留となります。内定と保留の判定は申請された希望施設の順に行いますので、行きたいと思う順番で記入してください。
- ・書類に不備等がある場合、速やかに修正されなければ利用調整を行えない場合があります。
- ・提出された書類に虚偽がある場合（申請内容に変更があったにもかかわらず、意図的に変更しなかった場合も含みます）、内定の取り消しまたは在園施設を退所となります。また、不正な手段を用いて給付を受けた場合、刑事罰の対象となる場合があります。

1 4 利用内定後の手続きについて

① 子どもの面談・体験保育

内定した保育園等で子どもの面談を実施し、集団保育の可否を確認します。お子さんと一緒に面談へお越しください。面談だけでは集団保育の可否が判断できない場合には、体験保育（2日間程度、保護者同伴）を実施することがあります。（詳しくは該当者へ通知します。）

なお、利用開始予定日までに面談（体験保育）を受けられない場合や、面談等の結果、集団保育に適さないと判断された場合、保育士、看護師の追加配置が必要と判断された場合には、入所をお待ちいただくことや、利用内定となった施設には入所とならないことなど、入所が承諾されないことがありますので、ご了承ください。

② 入所説明会への出席

入所説明会は、利用内定施設が保育園等で行います。なお、認定こども園または地域型保育施設に利用内定となった方につきましては、施設と利用契約をしていただきます。

③ 利用者負担額の算定・納付

市が利用者負担額を算定し、通知します。算定・納付方法等につきましては、70～73ページをご参照ください。

④ 利用内定の辞退について（転所内定者は除く）

保育園等の利用内定を辞退する場合には、必要書類（『保育所等利用内定（入所承諾）辞退届出書（様式第13号）』等）を提出してください。なお、辞退する際は、以下の点にご注意ください。

【辞退に係る注意事項】

- ・利用内定を辞退し、翌月以降の利用調整を申請する場合は、締切日までに併せて『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要となります。申請受付期間は、37ページに記載の期間となりますので、締切日にご注意ください。
- ・『保育所等利用調整結果通知書（利用内定）』に記載されている「利用開始予定日」以降の手続きは、辞退の手続きではなく、退所の手続き（『保育所等退所届兼退所報告書』の提出）となります。なお、『保育所等退所届兼退所報告書』提出日までの間は利用者負担額が発生します。
- ・『保育所等利用調整結果通知書（利用保留）』は、入所辞退後の利用調整にて、入所ができないことが決定した場合に送付します。
- ・入所をお待ちのご家庭もありますので、手続きはお早めにお願いします。

1 5 ならし保育について

お子さんが保育園等での集団生活や新しい環境に1日でも早く慣れ、通常保育に取り組めるよう、入所（転所も含む）後に「ならし保育」を実施しています。「ならし保育」の期間は短い時間での保育となることから、早い時間でのお迎えをお願いします。

「ならし保育」はおおむね5日間を目安としていますが、施設・児童の状況により異なります。

労働時間等に応じた延長保育の利用は、この「ならし保育」の期間を経てからとなりますので、ご理解、ご協力ををお願いします。

16 利用保留（待機）となった場合について

◆ 保留となった後の利用調整について

令和9年2月1日入所まで、毎月利用調整を実施しています。利用保留となった後の利用調整結果については、利用内定となった場合のみ通知を発送します。

選考により引き続き利用保留となった場合、2回目以降の結果通知は行いません。結果通知の発行を希望する場合は、利用保留通知の再発行として受け付けます。なお、再発行には受け付けてから10日程度の時間を要しますので、ご了承ください。

再発行の依頼は、朝霞市保育課のホームページに用意した申請フォームにて受け付けています。

◆ 申請内容の変更について

保留期間中に申請内容に変更が生じた際は、利用調整における指標等が変動し、利用調整結果に影響する場合があるため、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要です。変更があったにもかかわらず申請がない場合、利用内定となっても利用調整結果が取消となることがあります。すみやかに必要書類をご提出ください。（44ページ参照）

◆ 令和7年度と令和8年4月の利用調整申請を同時に行っている場合について

令和7年度及び令和8年4月の利用申請を同時にしている方が、令和7年度に保育所等に入所内定となった場合、令和8年4月保育所等利用申請は取下げ扱いとなります（転所申請を含む）。令和7年度に入所した施設と別の施設を希望する場合は、新たに転所申請が必要です。

※令和7年度の入所内定となった時点で令和8年4月の利用申請は取下げ扱いとなるため、内定を辞退した場合も、再度、令和8年度の利用調整申請が必要です。

※令和7年12月または令和8年1月・2月に入所した場合、令和8年4月2次申請から転所申請が可能です。

※令和7年度に連携施設が幼稚園又は連携施設がない小規模保育施設（42ページ参照）の2歳児クラスに入所内定となった場合には、申請の取り下げ扱いにはなりません。ただし、100点の加点を受ける場合は、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要です。

◆ 令和9年度の利用調整申請について

保育園等の利用調整申請については、年度ごとの申請が必要です。令和9年4月以降の利用調整申請については、再度申請が必要となりますので、ご注意ください。

利用調整については、毎年見直しを行っておりますので、次年度以降でルールや書類様式が変わることがあります。申請書類の配付や申請受付の期間については、「広報あさか」や市のホームページ等に掲載します。掲載時期は例年10月頃ですが、時期が前後する場合もありますので、ご了承ください。

◆ 利用調整申請の取り下げについて

保育の必要な事由を満たさなくなったときや、入所の意思がなくなったときには、保育課保育係まで『保育所等入所（転所）申請取下届出書（様式第18号）』を提出してください。

（例）朝霞市外に転出する、育児休業期間を延長する等